

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土地改良法により換地処分をした件
- 道路の区域を変更する件三件
- 道路の供用を開始する件
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件

公 告

- 一般競争入札を行う件
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件
- 一般競争入札を行う件

〇 〇 〇 〇 〇 〇

告 示

福島県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十五年二月一日里ノ前地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十五年二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

（農地管理課）

福島県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

（道路計画課）

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道小 林 会津宮下 停車場線	大沼郡三島町大字宮下 字館三八五番二地先か ら 同 郡同 町大字宮下 字館三八八番地先まで	変更前	七・八〇	一八・七
		変更後	八・三〇	
同 郡同 町大字宮下 字館三八八番地先まで	同 郡同 町大字宮下 字館三八八番地先まで	変更前	七・八〇	一八・七
		変更後	七・八〇	

（道路計画課）

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道小 栗 山宮下線	大沼郡三島町大字宮下 字館三八五番二地先か ら 同 郡同 町大字宮下 字館三八八番地先まで	変更前	七・八〇	一八・七
		変更後	八・三〇	
同 郡同 町大字宮下 字館三八八番地先まで	同 郡同 町大字宮下 字館三八八番地先まで	変更前	七・八〇	一八・七
		変更後	七・八〇	

福島県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
同 郡同 町大字宮下 字館三八八番地先まで	同 郡同 町大字宮下 字館三八八番地先まで	変更前	七・八〇	一八・七
		変更後	七・八〇	

一般国道 三九九号	いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先 同 市小川町上平字 以後内三八番一〇地先 まで いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先 同 市小川町上平字 石柄平四三番地先ま で	変更後	A 一一・〇 四一・八	六五四・六
	いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先 同 市小川町上平字 以後内三八番一〇地先 まで	変更前	A 一一・〇 四一・八	六七〇・一
	いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先 同 市小川町上平字 石柄平四三番地先ま で		B 一一・〇 八五・七	二二二〇六・〇

(道路計画誌)

福島県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小林会津宮下 停車場線	大沼郡三島町大字宮下字館三八五番二地先 から 同 郡同 町大字宮下字館三八八番地先ま で	平成二十五年二月 一二日

(道路計画誌)

福島県告示第九十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年一月三十一日次のとおり指定した。
平成二十五年二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

指定の有効期間

売りさばきの場所

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

住所地に同じ

福原商店 福

喜多方市山都町字

平成二十五年二月一日から平成

原 勝道

広古屋敷二七六四

二九年九月三〇日まで

番地の一

(出納総務課)

公 告

公告第36号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成25年2月12日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定業務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式

(2) 調達をする特定業務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所 特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成25年4月1日に登録を受けていることが確実であること。

イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都

道府県知事の登録を受けていること又は平成25年4月1日に当該登録を受けていることが確実であること。

ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成22年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年3月4日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月26日(火)午後1時30分

福島県自治会館3階303会議室 福島市中町8番2号

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年3月25日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該金額の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成25年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Prefectural Government Office Cleaning Service 1set

(2) Time-limit of tender(by hand): 1:30p.m.,26 March 2013

(3) Time-limit of tender(by mail): 5:15p.m.,25 March 2013

(4) Contact point for the notice: Facilities Management Division,Archives&Property Management Office,General Administration Department, Fukushima Prefectural Government,2-16 Sugisuna-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7080 (施設管理課)

公告第三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたのじ、次のとおり公告する。

平成二十五年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十五年一月二十五日

二 名称

特定非営利活動法人オハナ・おうえんじやー

三 代表者の氏名

藤本 真

四 主たる事務所の所在地

福島県本宮市青田字三ツ池十八番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを抱える人々、その家族又、地域で共に暮らす人々に対して、それぞれの地域で、安心して暮らせる豊かな社会を実現するために必要な事業を行うこと、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

平成二十五年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名簿

福島市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 大波 恒夫 福島市大波字大林 二三番地

(鑑本誌画誌)

公告第39号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年2月12日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 コピー用紙A4(2,500枚入) 予定数量 26,000箱

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年3月11日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年2月26日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月25日(月)午前11時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日22日(金)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加をする者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成25年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、物品購入に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be required: A4Size Copy Paper (2,500Sheets) 26,000Cases
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:30a.m.,25 March 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00p.m.,22 March 2013
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL.024-521-7563

(入札用度課)